

Ⅱ 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報取扱事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別の届出状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

実施機関		届出件数			現在数
		開始	変更	廃止	
市 長	会 計 室	0	0	0	1
	市 長 室	0	0	1	11
	総 務 企 画 局	1	0	1	7
	財 政 局	0	5	0	25
	市 民 局	1	4	0	56
	こ ども 未 来 局	6	25	5	67
	保 健 福 祉 局	3	44	2	190
	環 境 局	1	4	1	50
	経 済 観 光 文 化 局	2	2	1	34
	農 林 水 産 局	0	3	0	28
	住 宅 都 市 局	3	11	2	84
	道 路 下 水 道 局	2	6	5	44
	港 湾 局	0	0	0	16
	区 役 所	0	0	0	5
	小 計	19	104	17	619
議 長	0	1	0	2	
教 育 委 員 会	1	10	0	44	
選挙管理委員会(市・各区)	0	0	15	66	
人 事 委 員 会	0	0	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	1	
農 業 委 員 会	0	0	0	4	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	1	
公営企業 管 理 者	水 道 局	0	0	0	13
	交 通 局	0	0	0	6
消防長	消 防 局	2	15	0	31
地方独立行政法人福岡市立病院機構		0	0	0	1
福 岡 市 住 宅 供 給 公 社		0	4	0	6
福 岡 市 土 地 開 発 公 社		0	0	0	2
合 計		22	134	32	795

備考 現在数とは、平成28年3月31日現在の取扱件数をいう。

2 保有個人情報の開示の請求等の状況

(1) 保有個人情報の開示の請求

保有個人情報開示の請求件数とその処理状況は、**表2**のとおりです。

表2

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況								
		開 示	一部開示	非 開 示			却下	期間延長	期限の特例	取下げ
				非開示情報	不存在	存否応答拒否				
26	430	241	101	4	114	0	1	58	0	8
27	420	214	109	1	104	0	0	25	1	15

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

(2) 保有個人情報の訂正の請求

保有個人情報訂正の請求件数とその処理状況は、**表3**のとおりです。

表3

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況				
		訂正	一部訂正	訂正拒否	却下	取下げ
26	4	0	0	1	3	0
27	5	0	0	5	0	0

(3) 保有個人情報の利用停止の請求

保有個人情報利用停止の請求件数とその処理状況は、**表4**のとおりです。

表4

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況				
		利用の停止	消去	提供の停止	利用停止拒否	取下げ
26	1	0	0	0	1	0
27	0	0	0	0	0	0

3 実施機関別の保有個人情報の開示の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数は、表5のとおりです。

表5

(単位：件)

実施機関		請求件数		処 理 状 況						
		26	27	開示	一部 開示	非 開 示			却下	取下 げ
						非開示 情 報	不存在	存否 応答 拒否		
市 長	会 計 室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市 長 室	1	1	0	0	0	1	0	0	0
	総務企画局	4	5	4	0	0	1	0	0	0
	財 政 局	0	10	4	2	0	5	0	0	0
	市 民 局	6	14	11	3	0	0	0	0	0
	こども未来局	5	2	0	1	0	0	0	0	1
	保健福祉局	25	14	7	6	0	1	0	0	0
	環 境 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経済振興局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農林水産局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅都市局	25	5	3	1	0	1	0	0	0
	道路下水道局	4	6	5	1	0	0	0	0	0
	港 湾 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 役 所	277	275	111	82	1	85	0	0	14
小 計	347	331	145	96	1	94	0	0	15	
議 長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教 育 委 員 会	17	6	1	2	0	5	0	0	0	
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人 事 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業 管 理 者	水道局	0	4	2	0	0	2	0	0	0
	交通局	32	47	47	0	0	1	0	0	0
消 防 長	消防局	27	28	18	9	0	1	0	0	0
地方独立行政法人 福岡市立病院機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡市住宅供給公社	7	3	0	2	0	1	0	0	0	
福岡市土地開発公社	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
市 長 以 外 小 計	83	89	69	13	0	10	0	0	0	
合 計	430	420	214	109	1	104	0	0	15	

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

4 保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況

保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況は表6のとおりです。

表6

区 分		26年度		27年度	
		数 量	金 額	数 量	金 額
用紙	モノクロ	2,910枚	29,100円	4,157枚	41,570円
	カラー	321枚	9,630円	447枚	13,410円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
フロッピーディスク		0枚	0円	0枚	0円
CD-R		0枚	0円	0枚	0円
DVD-R		1枚	120円	0枚	0円
ビデオカセットテープ		0巻	0円	0巻	0円
総 計		38,850円		54,980円	

備考

用紙に複写する場合 モノクロ1枚(片面)10円, カラー1枚(片面)30円,
写真フィルム1枚30円, スライド1枚80円, フロッピーディスク1枚30円,
CD-R1枚70円, DVD-R1枚120円, 録音カセットテープ1巻170円, ビデオカセット
テープ1巻170円。

5 不服申立ての件数及びその処理状況

保有個人情報の開示，訂正又は利用停止の請求に対する実施機関の決定や，不作為について不服がある者は，行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

平成27年度の不服申立ての件数と平成27年度の処理状況は，表7のとおりです。

表7

(単位：件)

区 分	件数	処 理 状 況					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議
平成25年度の申立て分	4	0	0	4	0	0	0
平成26年度の申立て分	10	1	1	0	0	0	8
平成27年度の申立て分	11	0	0	0	0	0	11
合 計	25	1	1	4	0	0	19

6 個人情報保護審議会への諮問等の状況

個人情報保護審議会は、

- ① 個人情報の取扱いについて意見を述べ、
- ② 必要に応じて保有個人情報の維持管理に関する措置について報告を求め、及び意見を述べ、
- ③ 諮問された審査請求事案について審議し、
- ④ 個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、諮問に応じて答申し、及び建議することができます。

【福岡市個人情報保護条例第56条第2項】

③について、

平成27年度及び過年度分の不服申立てで、平成27年度に審議会で処理したもの等の概要は表8のとおりです。

表8

諮問の概要 (諮問第76号)	③不服申立て事案についての諮問
	開示請求者が給食停止を依頼又は言及した旨の申請書類
実施機関	福岡市教育委員会（教育支援部健康教育課）
決定年月日	平成25年10月3日
非開示理由	文書が存在しないため。
不服申立て年月日	平成25年11月29日
諮問年月日	平成25年12月27日
答申年月日	平成27年5月18日
答申内容	非開示決定処分は妥当である。
裁決・決定年月日	平成27年6月9日
裁決・決定内容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要 (諮問第77号)	③不服申立て事案についての諮問
	「学校給食人員変更届」備考欄記載の「不登校」の認定に至った根拠となる文書（認定の要件を満たしていることが確認できるもの）
実 施 機 関	教育委員会（指導部学校指導課）
決 定 年 月 日	平成25年10月3日
非 開 示 理 由	文書が存在しないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成25年11月29日
諮 問 年 月 日	平成25年12月27日
答 申 年 月 日	平成27年5月18日
答 申 内 容	非開示決定処分は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成27年6月9日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要 (諮問第78号)	③不服申立て事案についての諮問
	「『児童扶養手当支給停止処分 一部取消通知書』中の記載事項（2箇所）」の訂正請求
実 施 機 関	福岡市長（東区保健福祉センター子育て支援課）
決 定 年 月 日	平成25年12月26日
訂 正 拒 否 理 由	①関連する保有個人情報はない。 ②訂正する理由がない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年2月12日
諮 問 年 月 日	平成26年3月10日
答 申 年 月 日	平成27年5月18日
答 申 内 容	訂正拒否決定処分は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成27年6月12日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要 (諮問第79号)	③不服申立て事案についての諮問
	東区役所子育て支援課からの電話連絡について、発言の根拠となる書類
実 施 機 関	福岡市長（東区保健福祉センター子育て支援課）
決 定 年 月 日	平成26年1月17日
非 開 示 理 由	開示請求に係る保有個人情報を保有していない。 開示請求があったものは、児童扶養手当法第13条の2第1項について説明したものであり、個人情報を含んでいないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年2月12日
諮 問 年 月 日	平成26年3月10日
答 申 年 月 日	平成27年5月18日
答 申 内 容	非開示決定処分後、再検討した結果、なお非開示とすべきとしている部分は非開示とすることが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成27年6月12日
裁 決 ・ 決 定 内 容	発言の根拠となる書類の一部を開示し、その余を棄却する。（答申どおり）

諮 問 の 概 要 (諮問第80号)	③不服申立て事案についての諮問
	審査請求人と連絡がつかない状態であったことについて、具体的な期間を示した根拠となる文書
実 施 機 関	教育委員会（指導部学校指導課）
決 定 年 月 日	平成26年2月4日
非 開 示 理 由	文書が存在しないため
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年4月4日
諮 問 年 月 日	平成26年5月1日
答 申 年 月 日	平成27年8月3日
答 申 内 容	非開示決定処分を取り消し、審査請求人が送付した文書を開示することが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成27年9月2日
裁 決 ・ 決 定 内 容	非開示決定処分を取り消し、全面開示する。（答申どおり）

諮 問 の 概 要 (諮問第82号)	③不服申立て事案についての諮問
	国民健康保険資格認定事務に関する書類及び請求者に関する福岡県障害者福祉課に提出した書類
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局総務部総務課）
決 定 年 月 日	平成26年4月21日
非 開 示 理 由	(国民健康保険資格認定事務に関する書類) 条例第20条第3号 ・法人の権利・利益を害するおそれがあるため。 (請求者に関する福岡県障害者福祉課に提出した書類) 条例第20条第2号, 第6号 ・証言した公社固有職員の職・氏名に該当するため。 ・障がい者虐待防止事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当するため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年4月28日
諮 問 年 月 日	平成26年5月28日
答 申 年 月 日	平成28年1月13日
答 申 内 容	非開示部分のうち、事業者に派遣された福岡市職員が、福岡市の職務に復帰した後の福岡市における役職名（以下「役職名」という。）については、開示することが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成28年2月12日
裁 決 ・ 決 定 内 容	役職名の部分を開示し、その余を棄却する。（答申どおり）

諮 問 の 概 要 (諮問第83号)	③不服申立て事案についての諮問
	建築指導課からの文書に記載されている『東、西、及び南面については、土羽の高さ1メートル以内』であった旨の情報に関する、保有個人情報訂正請求の却下
実 施 機 関	福岡市住宅供給公社（保全課）
却 下 年 月 日	平成26年8月1日
却 下 理 由	訂正請求に係る情報の内容では個人を特定できないため、個人情報に該当しない。 個人情報に該当しなければ訂正請求の対象とならない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年9月1日
諮 問 年 月 日	平成26年9月25日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第84号)	③不服申立て事案についての諮問
	「住宅供給公社からの文書に記載されている『土羽の高さ1メートル以内』であった旨の情報」に関する、保有個人情報訂正請求の却下
実 施 機 関	福岡市住宅供給公社（保全課）
却 下 年 月 日	平成26年8月1日
却 下 理 由	訂正請求に係る情報の内容では個人を特定できないため、個人情報に該当しない。 個人情報に該当しなければ訂正請求の対象とならない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年9月1日
諮 問 年 月 日	平成26年9月25日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第86号)	③不服申立て事案についての諮問
	措置診察・入院関係書類
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局健康医療部保健予防課）
決 定 年 月 日	平成26年10月8日
非 開 示 理 由	<p>条例第20条第1号, 第2号, 第6号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示することで, 本人の病状に悪影響を及ぼすおそれがあるため ・開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため ・本人に開示することを前提としていない, 本人に関する所見等の記録であり, 開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年12月3日
諮 問 年 月 日	平成26年12月25日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第87号)	③不服申立て事案についての諮問
	医療保護入院関係書類, 退院・処遇改善に関する書類
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局健康医療部精神保健福祉センター）
決 定 年 月 日	平成26年10月8日
非 開 示 理 由	<p>第20条第1号, 第6号, 第7号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示することにより, 生命, 身体, 健康, 生活又は財産を侵害するおそれがあるため。 ・当該事務または事業の性質上, 当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・法律上従う義務を負う国等の機関の指示により, 開示することができないと認められる情報のため。 ・文書が存在していないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年12月3日
諮 問 年 月 日	平成26年12月26日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮問の概要 (諮問第88号)	③不服申立て事案についての諮問
	ケース記録 (厚生障害年金関係の記述部分)
実施機関	福岡市長 (博多区保健福祉センター保護第1課)
決定年月日	平成26年12月11日
非開示理由	当該文書を作成していない。
不服申立て年月日	平成26年12月3日
諮問年月日	平成26年12月25日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (諮問第89号)	③不服申立て事案についての諮問
	学校納入金返金分について、学校の金庫に保管されていたことを証明する文書及び銀行口座への入金に変更した根拠となる文書
実施機関	教育委員会 (指導部学校指導課)
決定年月日	平成26年12月22日
非開示理由	文書が存在しないため。
不服申立て年月日	平成27年1月7日
諮問年月日	平成27年1月20日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (諮問第90号)	③不服申立て事案についての諮問
	「保有個人情報一部開示決定通知書の、開示しない部分の概要及び理由」に関する、保有個人情報訂正請求の却下
実施機関	福岡市長（東区保健福祉センター子育て支援課）
却下年月日	平成26年12月24日
却下理由	本人が訂正を求める内容については、本請求者の保有個人情報開示請求に対して、実施機関が開示しない部分の概要と理由を説明した文言であり、本請求者の個人情報とはいえないことから請求権が認められない。
不服申立て年月日	平成27年2月12日
諮問年月日	平成27年3月9日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (諮問第94号)	③不服申立て事案についての諮問
	保有個人情報が、訂正決定以前に訂正されなかった根拠となる文書
実施機関	教育委員会（教育支援部健康教育課）
決定年月日	平成26年12月24日
非開示理由	文書が存在しないため。
不服申立て年月日	平成27年4月12日
諮問年月日	平成27年5月13日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (諮問第95号)	③不服申立て事案についての諮問
	子の長期欠席について、学校から市教育委員会へ報告している「欠席事由」が確認できるもの
実施機関	教育委員会（指導部学校指導課）
決定年月日	平成27年3月27日
非開示理由	開示請求者の子以外の個人に関する情報であるため。
不服申立て年月日	平成27年4月12日
諮問年月日	平成27年5月13日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (諮問第97号)	③不服申立て事案についての諮問
	個人資産状況調査結果及び肖像写真
実施機関	福岡市長（中央区市民部保険年金課）
決定年月日	平成27年3月3日
非開示理由	第20条第6号 ・滞納整理はどの対象者に対しても同様の流れで行う事務であり、本件情報が開示されると、実施機関における調査の手法や時期などをはじめとした財産調査の全貌が明らかになってしまうおそれがあるため。 ・写真を撮影していないため。
不服申立て年月日	平成27年5月1日
諮問年月日	平成27年6月1日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第98号)	③不服申立て事案についての諮問
	「給与支払報告書（特別徴収）に係る給与所得異動届出書の異動事由欄」の訂正請求
実 施 機 関	福岡市長（財政局税務部法人税務課）
決 定 年 月 日	平成27年3月23日
訂 正 拒 否 理 由	税の賦課徴収上必要でない退職等に至る経緯等の提出を求めるものではなく、異動事由欄の内容は現状で充足されているため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年5月21日
諮 問 年 月 日	平成27年6月12日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第99号)	③不服申立て事案についての諮問
	「『長期欠席児童・生徒調査 1～3月』中の表A・表B・表Cの記載」の訂正請求
実 施 機 関	教育委員会（指導部学校指導課）
決 定 年 月 日	平成27年5月14日
訂 正 拒 否 理 由	本生徒の欠席理由は、文部科学省の定義による「不登校」に該当しないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年6月8日
諮 問 年 月 日	平成27年7月8日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮問の概要 (諮問第100号)	③不服申立て事案についての諮問
	火災原因調査報告書
実施機関	福岡市長（消防局予防部予防課）
決定年月日	平成27年4月16日
非開示理由	第20条第2号, 第4号 ・個人の権利, 利益を害するおそれがあるため。 ・捜査に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成27年6月17日
諮問年月日	平成27年7月10日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (諮問第103号)	③不服申立て事案についての諮問
	生活保護に関する一切の文書
実施機関	福岡市長（早良区保健福祉センター保護課）
決定年月日	平成27年3月31日
非開示理由	第20条第2号, 第6号 ・特定の個人を識別でき, その者のプライバシーを侵すおそれがある。 ・行政運営情報で, 事務の適切な執行に支障が生じる恐れがある。
不服申立て年月日	平成27年8月18日
諮問年月日	平成27年9月14日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (諮問第107号)	③不服申立て事案についての諮問
	「保有個人情報訂正決定通知書」の「保有個人情報の訂正の内容」欄の訂正請求
実施機関	教育委員会（教育支援部健康教育課）
決定年月日	平成27年10月15日
訂正拒否理由	当該記載は、保有個人情報の訂正内容をそのままの表現で記載したものであり、当該記載のみを訂正することはできない。
不服申立て年月日	平成27年11月5日
諮問年月日	平成27年11月24日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (諮問第108号)	③不服申立て事案についての諮問
	児童扶養手当受給資格者名簿の「支給対象児童」欄に長男が記載されていない根拠となる文書
実施機関	福岡市長（東区保健福祉センター子育て支援課）
決定年月日	平成27年10月27日
非開示理由	保有個人情報を保有していない。
不服申立て年月日	平成27年11月12日
諮問年月日	平成27年12月9日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (諮問第109号)	③不服申立て事案についての諮問
	「『児童扶養手当支給停止処分一部取消通知書』に係る決裁文書の『起案の趣旨等』」の訂正請求
実施機関	福岡市長（東区保健福祉センター子育て支援課）
決定年月日	平成27年12月28日
訂正拒否理由	当該決裁文書の該当部分は、錯誤の概要を記述しているものであり、事実との相違はなく、訂正すべきものはない。
不服申立て年月日	平成28年1月6日
諮問年月日	平成28年1月15日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (諮問第111号)	③不服申立て事案についての諮問
	「国民健康保険手続時の事業所記載情報」の訂正請求
実施機関	福岡市長（早良区市民部保険年金課）
決定年月日	平成28年2月29日
訂正拒否理由	保有個人情報の利用目的に照らして、訂正する必要がない。
不服申立て年月日	平成28年3月17日
諮問年月日	—
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

④について、平成27年度に審議会で処理したもの等の概要は表9のとおりです。

表9

諮問の概要 (諮問第92号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う福岡市の個人情報保護制度のあり方について
実施機関	福岡市長
諮問年月日	平成27年3月30日
答申年月日	平成27年8月31日

諮問の概要 (諮問第93号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実施機関	福岡市長（市民局総務部区政課）
諮問年月日	平成27年4月20日
答申年月日	平成27年5月20日
答申内容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

諮問の概要 (諮問第96号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実施機関	福岡市長（財政局税務部税制課）
諮問年月日	平成27年5月20日
答申年月日	平成27年7月9日
答申内容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

諮問の概要 (諮問第101号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実施機関	福岡市長
諮問年月日	平成27年7月23日
答申年月日	平成27年8月13日
答申内容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

諮 問 の 概 要 (諮問第102号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	国民年金に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実 施 機 関	福岡市長
諮 問 年 月 日	平成27年7月23日
答 申 年 月 日	平成27年8月13日
答 申 内 容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

諮 問 の 概 要 (諮問第104号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	後期高齢者医療給付事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実 施 機 関	福岡市長
諮 問 年 月 日	平成27年3月30日
答 申 年 月 日	平成27年8月31日
答 申 内 容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

諮 問 の 概 要 (諮問第105号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実 施 機 関	福岡市長
諮 問 年 月 日	平成27年9月14日
答 申 年 月 日	平成27年11月6日
答 申 内 容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

諮 問 の 概 要 (諮問第106号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実 施 機 関	福岡市長
諮 問 年 月 日	平成27年11月17日
答 申 年 月 日	平成27年12月4日
答 申 内 容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

7 個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への報告・照会・諮問等の状況

個人情報の取扱いについて審議会の意見を聴く場合は、「個人情報保護事務取扱要綱第 24 個人情報の公益上の取扱いに関する事務処理」の定めるところにより行っています。

(1) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に該当する事案

個人情報の取扱いを行った後に、原則として審議会へ事後の報告を行う。報告があったものの概要については表 10 のとおりです。

表 10

<p>(報告事案 46号) 取扱いの概要</p>	<p>国土交通省は、航空法第 49 条において、高さ制限を設けている。(航空の保全を目的に、空港周辺の一定の空間を障害物がない状態にするため) その制度について空港近傍に設置されている工作物の設定者に啓蒙活動を実施する予定であるが、該当する工作物の中で、設置者又は所有者が把握できない屋外広告物が 1 件あり、その情報の提供依頼があった。 啓蒙活動を実施するにあたっての情報提供であるため、申請者の権利利益を不当に侵害するものではなく、行政サービスの向上につながると考えられる。 また、当室は屋外広告物の適正化を推進する業務を担っており、事務処理に類似性があるほか、業務の遂行上連携を図ることは必要である。 なお、国土交通省も看板設置者に関する情報を収集したが、当該物件のみ情報が入手できなかったため、協力依頼を行っている。</p>
<p>実施機関</p>	<p>福岡市長 (住宅都市局都市づくり推進部都市景観室)</p>
<p>報告年月日</p>	<p>平成 27 年 5 月 20 日</p>
<p>該当する基準の類型</p>	<p>【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】</p>
<p>収集先 (利用させる課)</p>	<p>住宅都市局都市づくり推進部都市景観室</p>
<p>提供先 (利用する課)</p>	<p>国土交通省大阪航空局長</p>

<p>(報告事案47号) 取扱いの概要</p>	<p>国土交通省は、航空法第49条において、高さ制限を設けている。(航空の保全を目的に、空港周辺の一定の空間を障害物がない状態にするため)</p> <p>その制度について空港近傍に設置されている工作物の設定者に啓蒙活動を実施する予定であるが、該当する工作物の中で、設置者又は所有者が把握できない屋外広告物が1件あり、その情報提供依頼があった。</p> <p>啓蒙活動を実施するにあたっての情報提供であるため、申請者の権利利益を不当に侵害するものではなく、行政サービスの向上につながると考えられる。</p> <p>また、当室は屋外広告物の適正化を推進する業務を担っており、事務処理に類似性があるほか、業務の遂行上連携を図ることは必要である。</p> <p>なお、国土交通省も看板設置者に関する情報を収集したが、当該物件のみ情報が入手できなかったため、協力依頼を行っている。</p> <p>前回同様の依頼があり、屋外広告物許可申請書に記載の申請者の情報を提供したが、国土交通省が必要とする設置者又は所有者ではなかったため、再度依頼文に記載のとおり、屋外広告物許可申請書に記載の管理者及び工事施工者の情報を提供するもの。</p>
<p>実施機関</p>	<p>福岡市長（住宅都市局都市づくり推進部都市景観室）</p>
<p>報告年月日</p>	<p>平成27年5月29日</p>
<p>該当する基準の類型</p>	<p>【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】</p>
<p>収集先（利用させる課）</p>	<p>住宅都市局都市づくり推進部都市景観室</p>
<p>提供先（利用する課）</p>	<p>国土交通省大阪航空局長</p>

<p>(報告事案48号) 取扱いの概要</p>	<p>議会事務局調査法制課においては、市民へ広く市議会情報を提供するため、広報紙「ふくおか市議会だより」を年5回発行している。</p> <p>当該個人情報の利用に関しては、視覚障がい者の方へ「ふくおか市議会だより録音版・フロッピーディスク（FD）版・点字版」を作成し、利用希望者の居住地へ発送している。利用希望については、氏名・住所・利用媒体を聴取・記載している。また、当該個人情報については、担当職員のパソコンに保存し、パスワードを設定し管理している。</p> <p>当該個人情報の提供先である市選挙管理委員会事務局選挙課（以下「選挙課」という。）では、平成26年11月16日執行の福岡市長選挙及び平成27年4月12日執行の統一地方選挙の際に、立候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した文書（以下「選挙公報」という。）を発行しており、この選挙公報については、視覚障がい者の選挙権行使に便宜を図るため、点字版及び音声版の制作も行っています。当該個人情報を保有する議会事務局調査法制課においては、視覚障がい者に対する市政広報の一層の充実を図るために市議会だよりの点字版及び音声版を発行しており、選挙課が発行します選挙公報の点字版及び音声版の発行についても、市政広報の充実という目的も有しておりますので、同一の対象者に送付することが望ましいと考え、当該個人情報の提供をいただいたものです。</p> <p>なお、当該個人情報提供後の選挙課での個人情報の取り扱いは、暗号化のうえ担当職員のパソコンにデータ保存し、不要となった個人情報は、确实かつ速やかに消去いたしました。</p>
<p>実施機関</p>	<p>市選挙管理委員会（事務局選挙課）</p>
<p>報告年月日</p>	<p>平成27年5月28日</p>
<p>該当する基準の類型</p>	<p>【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】</p>
<p>収集先（利用させる課）</p>	<p>議会事務局調査法制課</p>
<p>提供先（利用する課）</p>	<p>市選挙管理委員会事務局選挙課</p>

<p>(報告事案49号) 取扱いの概要</p>	<p>広報課においては、市民へ広く市政情報を提供するため、広報紙「ふくおか市政だより」を月2回発行している。</p> <p>当該個人情報の利用に関しては、視覚障がい者の方へ「市政だより音声版・点字版」を作成し、利用希望者の居住先へ発送している。利用希望については、氏名・住所・利用媒体を聴取し、福岡市政だより音声版・点字版利用者名簿へ記載している。また、利用者名簿については、担当職員のパソコンへ保存し、パスワードを設定し管理している。</p> <p>当該個人情報の提供先である市選挙管理委員会事務局選挙課（以下「選挙課」といいます。）では、平成26年11月16日執行の福岡市長選挙及び平成27年4月12日執行の統一地方選挙の際に、立候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した文書（以下「選挙公報」という。）を発行しており、この選挙公報については、視覚障がい者の選挙権行使に便宜を図るため、市政だよりの点字版及び音声版を発行しており、選挙課が発行します選挙公報の点字版及び音声版の発行についても、市政広報の充実という目的も有しておりますので、同一の対象者へ送付することが望ましいと考え、当該個人情報の提供をいただいたものです。</p> <p>なお、当該個人情報提供後の選挙課での個人情報の取り扱いは、暗号化の上担当職員のパソコンにデータ保存し、不要となった個人情報は、確実かつ速やかに消去いたしました。</p>
<p>実施機関</p>	<p>市選挙管理委員会（事務局選挙課）</p>
<p>報告年月日</p>	<p>平成27年5月28日</p>
<p>該当する基準の類型</p>	<p>【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】</p>
<p>収集先（利用させる課）</p>	<p>市長室広報戦略室広報課</p>
<p>提供先（利用する課）</p>	<p>市選挙管理委員会事務局選挙課</p>

<p>(報告事案50号) 取扱いの概要</p>	<p>平成27年12月9日に博多区難病講演会を開催する。今回の講演会のテーマが「再生不良性貧血」であり、希少疾患である。講演会に多くの方に出席してもらうため、再生不良性貧血の病名で特定医療費支給認定の申請をされた方に講演会の案内文を送付する。</p> <p>なお、該当者には特定医療費支給認定の申請を行った際に、講演会の案内を送付する旨を口頭で説明し、メモを配布している。</p>
<p>実施機関</p>	<p>福岡市長（博多区保健福祉センター健康課）</p>
<p>報告年月日</p>	<p>平成27年11月2日</p>
<p>該当する基準の類型</p>	<p>【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】</p>
<p>収集先（利用させる課）</p>	<p>博多区保健福祉センター健康課</p>
<p>提供先（利用する課）</p>	<p>博多区保健福祉センター健康課</p>

(報告事案51号) 取扱いの概要	平成27年12月9日に博多区難病講演会を開催する。今回の講演会のテーマが「再生不良性貧血」であり、希少疾患である。講演会に多くの方に出席してもらうため、再生不良性貧血の病名で特定医療費支給認定の申請をされた方に講演会の案内文を送付する。 なお、該当者には特定医療費支給認定の申請を行った際に、講演会の案内を送付する旨を口頭で説明し、メモを配布している。
実施機関	福岡市長（西区保健福祉センター健康課）
報告年月日	平成27年11月2日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	博多区保健福祉センター健康課
提供先（利用する課）	西区保健福祉センター健康課

(報告事案52号) 取扱いの概要	平成27年12月9日に博多区難病講演会を開催する。今回の講演会のテーマが「再生不良性貧血」であり、希少疾患である。講演会に多くの方に出席してもらうため、再生不良性貧血の病名で特定医療費支給認定の申請をされた方に講演会の案内文を送付する。 なお、該当者には特定医療費支給認定の申請を行った情報をもとに、講演会の案内を送付している旨の手紙を同封している。
実施機関	福岡市長（中央区保健福祉センター健康課）
報告年月日	平成27年11月4日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	博多区保健福祉センター健康課
提供先（利用する課）	中央区保健福祉センター健康課

(報告事案53号) 取扱いの概要	平成27年12月9日に博多区難病講演会を開催する。今回の講演会のテーマが「再生不良性貧血」であり、希少疾患である。講演会に多くの方に出席してもらうため、再生不良性貧血の病名で特定医療費支給認定の申請をされた方に講演会の案内文を送付する。 なお、該当者には特定医療費支給認定の申請を行った際に、講演会の案内を送付する旨を口頭で説明している。
実施機関	福岡市長（城南区保健福祉センター健康課）
報告年月日	平成27年11月4日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	博多区保健福祉センター健康課
提供先（利用する課）	城南区保健福祉センター健康課

(報告事案54号) 取扱いの概要	平成27年12月9日に博多区難病講演会を開催する。今回の講演会のテーマが「再生不良性貧血」であり、希少疾患である。講演会に多くの方に出席してもらうため、再生不良性貧血の病名で特定医療費支給認定の申請をされた方に講演会の案内文を送付する。 なお、該当者には特定医療費支給認定の申請を行った際に、講演会の案内を送付する旨を口頭で説明し、メモを配布している。
実施機関	福岡市長（早良区保健福祉センター健康課）
報告年月日	平成27年11月5日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	博多区保健福祉センター健康課
提供先（利用する課）	早良区保健福祉センター健康課

(報告事案55号) 取扱いの概要	平成27年12月9日に博多区難病講演会を開催する。今回の講演会のテーマが「再生不良性貧血」であり、希少疾患である。講演会に多くの方に出席してもらうため、再生不良性貧血の病名で特定医療費支給認定の申請をされた方に講演会の案内文を送付する。 なお、該当者には特定医療費支給認定の申請を行った際に、講演会の案内を送付する旨を口頭で説明し、メモを配布している。
実施機関	福岡市長（東区保健福祉センター健康課）
報告年月日	平成27年11月5日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	博多区保健福祉センター健康課
提供先（利用する課）	東区保健福祉センター健康課

(報告事案56号) 取扱いの概要	平成27年11月25日に東区難病講演会を開催する。今回の講演会のテーマが「間脳下垂体機能障害」であり、希少疾患である。講演会に多くの方に出席してもらう為、間脳下垂体機能障害の病名で特定医療費支給認定の申請をされた方に講演会の案内文を送付する。 なお、該当者には特定医療費支給認定の申請を行った際に、講演会の案内を送付する旨を口頭で説明し、メモを配布している。
実施機関	福岡市長（東区保健福祉センター健康課）
報告年月日	平成27年11月5日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	東区保健福祉センター健康課
提供先（利用する課）	東区保健福祉センター健康課

(報告事案57号) 取扱いの概要	平成27年12月9日に博多区難病講演会を開催する。今回の講演会のテーマが「再生不良性貧血」であり、希少疾患である。講演会に多くの方に出席してもらうため、再生不良性貧血の病名で特定医療費支給認定の申請をされた方に講演会の案内文を送付する。
実施機関	福岡市長（南区保健福祉センター健康課）
報告年月日	平成27年11月5日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	博多区保健福祉センター健康課
提供先（利用する課）	南区保健福祉センター健康課

(報告事案58号) 取扱いの概要	本市においては、条例に基づき放置自転車を撤去し保管しており、防犯登録番号により警察署に照会を行うことで、自転車所有者の個人情報を収集している。収集した年間約17,000件の個人情報は、福岡市道路管理課、各区役所自転車対策担当課、及び市内10カ所の自転車保管所に設置しているPC端末で利用可能な放置自転車管理システム（独自ネットワーク）の保管台帳に登録し、所有者に自転車の返還通知書を送付するために利用している。 放置自転車管理システムの運用保守（システム使用者からの問い合わせ対応等）については、富士通エフ・アイ・ピー株式会社九州支社に委託しているが、迅速な対応ができるよう、光回線によるVPNネットワークを利用し、委託業者に設置したPC端末と福岡市に設置したサーバ・PC端末を接続することで、遠隔操作による保守を行うこととした。
実施機関	福岡市長（道路下水道局管理部道路管理課）
報告年月日	平成27年12月15日
該当する基準の類型	【類型：4】【区分：(1)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
結合の相手方	富士通エフ・アイ・ピー株式会社九州支社

(報告事案59号) 取扱いの概要	傷病者の家族から、家族が救急搬送された際の救急報告書の提供請求があり、本人（救急搬送された傷病者）が、療養中で意識不明等の理由により、本人の同意を得ることが事実上困難であることから、救急搬送における救急報告書（兼救急救命処置録）を、個人情報の公益上の取扱いに関する基準に基づき、家族へ任意提供したもの。
実施機関	福岡市消防局（警防部救急課）
報告年月日	平成28年1月27日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ウ)】
収集先（利用させる課）	福岡市消防局警防部救急課
提供先（利用する課）	傷病者の家族

(報告事案60号) 取扱いの概要	<p>多子世帯応援券事業において、多子世帯応援券の交付申請をした福岡市職員の申請内容の真正性を確認するために個人情報を利用した。</p> <p>当事業では平成27年5月分の児童手当を受給し、3人目判定を受けていることが交付対象者の資格要件の1つとなっている。申請内容を審査するにあたり、情報の正確性・客観性を確保し、円滑かつ公正な交付を行うために、人事課が保有する児童手当受給者情報を利用した。</p> <p>個人情報はパスワードを設定し、職員の端末（共有ドライブでない）で管理した。</p>
実施機関	福岡市長（こども未来局こども部こども家庭課）
報告年月日	平成28年1月5日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	総務企画局人事部人事課
提供先（利用する課）	こども未来局こども部こども家庭課

(報告事案61号) 取扱いの概要	<p>多子世帯応援券事業において、公務員を除く福岡市在住の応援券配付対象者について、児童手当の受給に係る資格要件を確認するため、また、要件を満たすものに案内や応援券等を送付するために個人情報を利用した。</p> <p>当事業では平成27年5月分の児童手当を受給し、3人目判定を受けていることが配付対象者の資格要件の1つとなっている。その確認を行うにあたり、円滑かつ公正な応援券の配布を行うために、情報の正確性・客観性を確保する必要があり、個人情報を利用した。</p> <p>個人情報はパスワードを設定し、職員の端末（共有ドライブでない）で管理した。</p>
実施機関	福岡市長（こども未来局こども部こども家庭課）
報告年月日	平成28年1月5日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(1)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ウ)】 【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	こども未来局こども部こども家庭課（児童手当担当）
提供先（利用する課）	こども未来局こども部こども家庭課（多子世帯応援券事業担当）

(報告事案62号) 取扱いの概要	<p>福岡市ロボスクエアの運営を行う指定管理者の業務のうち、工作教室等参加者の個人情報を参加登録フォームへ入力するもの。</p> <p>個人情報については、事業等参加希望者から直接聞き取りを行い、指定管理者において代行して入力を行う。また、登録したデータを閲覧し、空き状況の確認及び事業実施時には、データを出力し受付簿として活用する。</p> <p>登録を行う電子計算機については、指定管理者がリース契約を行うPCからであり、実施機関においては、指定管理者に対する必要かつ適切な監督を行うもの。</p> <p>システム管理運営委託業者においては、市及び指定管理者の求めに応じて、登録されているデータ内容の抽出、分析等を行うもの。</p>
実施機関	福岡市長（経済観光文化局創業・立地推進部新産業振興課）
報告年月日	平成28年2月8日
該当する基準の類型	【類型：4】【区分：(1)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
結合の相手方	指定管理者及びシステム管理運営委託業者

(報告事案63号) 取扱いの概要	<p>日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められる認知症の入所者が多くを占める介護保険施設が、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置することにより、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援することを目的とされた日常生活継続支援加算等を行うために、その入所者の情報提供を求めたため、資料提供を行った。</p>
実施機関	福岡市長（西区保健福祉センター福祉・介護保険課）
報告年月日	平成28年2月25日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(1)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	西区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	介護保険施設

(報告事案64号) 取扱いの概要	<p>日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められる認知症の入所者が多くを占める介護保険施設が、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置することにより、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援することを目的とされた日常生活継続支援加算等を行うために、その入所者の情報提供を求めたため、資料提供を行った。</p>
実施機関	福岡市長（西区保健福祉センター福祉・介護保険課）
報告年月日	平成28年2月25日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(1)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	西区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	介護保険施設

(報告事案65号) 取扱いの概要	日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められる認知症の入所者が多くを占める介護保険施設が、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置することにより、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援することを目的とされた日常生活継続支援加算等を行うために、その入所者の情報提供を求めたため、資料提供を行った。
実施機関	福岡市長（西区保健福祉センター福祉・介護保険課）
報告年月日	平成28年2月25日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(1)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	西区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	介護保険施設

(報告事案66号) 取扱いの概要	日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められる認知症の入所者が多くを占める介護保険施設が、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置することにより、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援することを目的とされた日常生活継続支援加算等を行うために、その入所者の情報提供を求めたため、資料提供を行った。
実施機関	福岡市長（西区保健福祉センター福祉・介護保険課）
報告年月日	平成28年2月25日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(1)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	西区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	介護保険施設

(報告事案67号) 取扱いの概要	我が国において急速な高齢化が進む中、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心安全に暮らせるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスを一体的に提供する“地域包括ケアシステム”の早期実現に向け、これまで行政内で断片的に管理されていた医療や介護、予防（健診）等に係る各種データを高いセキュリティレベルで集約・整理し、各種統計を軸とした地域ニーズの分析や課題の見えるかを行い、科学的エビデンスに基づく最適な施策の企画・立案を実現するための情報基盤「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」を構築し利用するもの。 その際、75歳以上の市民の医療保険を担う福岡県後期高齢者医療広域連合より、後期高齢者医療制度被保険者に係る医療情報及び健診情報について本人外収集を行うこととなる。
実施機関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課）
報告年月日	平成28年3月9日
該当する基準の類型	【類型：1】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	後期高齢者医療広域連合
提供先（利用する課）	保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課

(2) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に準じる事案

個人情報の取扱いについて、審議会会長の意見を聴くこととし、会長専決により処理を行います。審議会会長に照会があったものの概要については表11のとおりです。

表 1 1

<p>(照会事案第30号) 取扱いの概要</p>	<p>① 施設入所等児童等に係る情報 臨時福祉給付金は、基準日(平成27年1月1日)における住民票所在市町村が支給するが、国で定める「施設入所等児童等」に該当する者については、住民票所在市町村ではなく施設等所在市町村から支給することとなっており、対象者への申請案内等については、その居所である施設等に送付する必要があるところ、当該施設等所管課が保有する入所者情報を元に申請案内を送付することで、対象者個々に給付金の案内を行うことができるとともに、その後の申請勧奨を行うことで確実な給付金の支給につながるなど、本人の不利益とはならないことから当該情報を利用するもの。</p> <p>② 措置入所等障がい者・高齢者に係る情報 国で定める「措置入所等障がい者・高齢者」に該当する者にかかる臨時福祉給付金は、住民票所在市町村が支給することとなるが、通常の給付審査と異なり、入所等年月日に応じて審査を行う必要があり、正確な審査事務の実施のため、通常の申請書と区別した申請書とその居所である施設等に発送する必要があるところ、上記①と同様の理由により、当該施設等所管課が保有する入所者情報を利用するもの。</p>
<p>照会年月日</p>	<p>平成27年6月12日</p>
<p>準じる基準の類型</p>	<p>【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】</p>
<p>収集先(利用させる課)</p>	<p>① こども未来局こども家庭課・同こども発達支援課・保健福祉局障がい者施設支援課 ② 保健福祉局障がい者施設支援課・同高齢者サービス支援課</p>
<p>提供先(利用する課)</p>	<p>保健福祉局総務部課長(臨時福祉給付金担当)</p>
<p>回答年月日</p>	<p>平成27年6月16日</p>
<p>会長意見</p>	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、目的外利用をして差し支えない。 ただし、施設等入所者情報は、その居所が外部に明らかになること自体、本人に多大な不利益が生じることも想定されるため、その取扱いにあたっては、例えば、当該情報のデータにパスワード設定を施す、当該情報へのアクセス権限を持つ職員を限定する、外部とのインターネット回線が接続されていない専用端末で管理するなど、情報の管理を厳正に行うとともに、その利用にあたっては、慎重かつ適正に行うよう十分配慮すること。</p>

<p>(照会事案第 31 号) 取 扱 い の 概 要</p>	<p>臨時福祉給付金は、基準日(平成 27 年 1 月 1 日)における住民票所在市町村が支給するが、国で定める「施設入所等児童等」に該当する者については、住民票所在市町村ではなく施設所在市町村から支給することとなっている。</p> <p>このため、複数自治体からの二重給付の防止や、対象者以外から給付金の代理申請が行われることにより本人に不利益が生じることを防止するなど、確実に対象者本人に給付金を給付する観点から、当該児童等の入所措置等を行った自治体は、住民票所在市町村に対しては支給停止依頼を、施設所在市町村に対しては支給依頼の連絡を行うなど、関係市町村への連絡調整を行う必要があることから、本市が入所措置等を行った児童等について、住民票所在市町村と施設所在市町村への情報提供を行うもの。</p>
<p>照 会 年 月 日</p>	<p>平成 2 7 年 6 月 1 2 日</p>
<p>準 じ る 基 準 の 類 型</p>	<p>【類型：3 b】【区分：(3)】【分類：ア】</p>
<p>収集先 (利用させる課)</p>	<p>保健福祉局総務部臨時福祉給付金担当</p>
<p>提供先 (利用する課)</p>	<p>当該児童の住民票所在市町村・当該児童の施設所在市町村</p>
<p>回 答 年 月 日</p>	<p>平成 2 7 年 6 月 1 6 日</p>
<p>会 長 意 見</p>	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、目的外提供をして差し支えない。</p> <p>ただし、施設等入所者情報は、その居所が外部に明らかになること自体、本人に多大な不利益が生じることも想定されるため、その取扱いにあたっては、例えば、当該情報のデータにパスワード設定を施す、当該情報へのアクセス権限を持つ職員を限定する、外部とのインターネット回線が接続されていない専用端末で管理するなど、情報の管理を厳正に行うとともに、その提供にあたっては、慎重かつ適正に行うよう十分配慮すること。</p>

(照会事案第 32 号) 取 扱 い の 概 要	<p>臨時福祉給付金は、基準日(平成 27 年 1 月 1 日)における住民票所在市町村が支給するが、国で定める「施設入所等児童等」に該当する者については、住民票所在市町村ではなく施設所在市町村から支給することとなっている。</p> <p>このため、複数自治体からの二重給付の防止や、対象者以外から給付金の代理申請が行われることにより本人に不利益が生じることを防止するなど、確実に対象者本人に給付金を給付する観点から、当該児童等の入所措置等を行った自治体は、住民票所在市町村に対しては支給停止依頼を、施設所在市町村に対しては支給依頼の連絡を行うなど、関係市町村への連絡調整を行う必要があることから、本市以外の自治体が当該児童等の入所措置等を行った場合で、本市が当該児童等の住民票所在市町村または施設所在市町村である場合は、当該児童等の入所措置等を行った自治体から入所児童等に係る情報を収集するもの。</p>
照 会 年 月 日	平成 2 7 年 6 月 1 2 日
準 じ る 基 準 の 類 型	【類型：1】【区分：(3)】【分類：ア】
収 集 先 (利 用 さ せ る 課)	当該児童の入所措置等実施自治体
提 供 先 (利 用 す る 課)	保健福祉局総務部臨時福祉給付金担当
回 答 年 月 日	平成 2 7 年 6 月 1 6 日
会 長 意 見	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、本人外収集をして差し支えない。</p> <p>ただし、施設等入所者情報は、その居所が外部に明らかになること自体、本人に多大な不利益が生じることも想定されるため、その取扱いにあたっては、例えば、当該情報のデータにパスワード設定を施す、当該情報へのアクセス権限を持つ職員を限定する、外部とのインターネット回線が接続されていない専用端末で管理するなど、情報の管理を厳正に行うとともに、その利用にあたっては、慎重かつ適正に行うよう十分配慮すること。</p>

(照会事案第 33 号) 取 扱 い の 概 要	<p>道路下水道局建設部西部道路課が計画している都市計画道路長尾橋本線の道路整備において、一部の土地の境界確認が必要である。</p> <p>このことから、土地所有者に境界確認の了承を求めべく、土地登記簿謄本に記載の住所から本人所在を確認したが、その住所に居住しておらず、住民票・戸籍謄本を公用請求した結果、「該当なし」との回答であった。</p> <p>このため、当該土地所有者の所在を確認する手段として、固定資産税の納税通知先の住所、氏名の利用に関する個人情報の取扱いについて照会するもの。</p>
照 会 年 月 日	平成 2 7 年 7 月 1 5 日
準 じ る 基 準 の 類 型	【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ウ】
収 集 先 (利 用 さ せ る 課)	財政局税務部課税企画課
提 供 先 (利 用 す る 課)	道路下水道局建設部西部道路課
回 答 年 月 日	平成 2 7 年 7 月 2 4 日
会 長 意 見	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、目的外利用をして差し支えない。</p> <p>ただし、納税通知送付先の住所は、必ずしも当該土地の所有者の住所であるとは限らず、また、何らかの事情がある可能性もあり得ることから、利用については慎重かつ適切に行うよう十分配慮すること。また、個人情報の適正管理に留意すること。</p>

<p>(照会事案第 34 号) 取 扱 い の 概 要</p>	<p>道路下水道局建設部西部道路課が計画している都市計画道路長尾橋本線の道路整備において、一部の土地の境界確認が必要である。</p> <p>このことから、土地所有者に境界確認の了承を求めべく、土地登記簿謄本に記載の住所から本人所在を確認したが、その住所に居住しておらず、住民票・戸籍謄本を公用請求した結果、「該当なし」との回答であった。</p> <p>このため、当該土地所有者の所在を確認する手段として、固定資産税の納税通知先の住所、氏名の利用に関する個人情報の取扱いについて照会するもの。</p>
<p>照 会 年 月 日</p>	<p>平成 2 7 年 9 月 7 日</p>
<p>準 じ る 基 準 の 類 型</p>	<p>【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ウ】</p>
<p>収 集 先 (利 用 さ せ る 課)</p>	<p>財政局税務部課税企画課</p>
<p>提 供 先 (利 用 す る 課)</p>	<p>道路下水道局建設部西部道路課</p>
<p>回 答 年 月 日</p>	<p>平成 2 7 年 1 0 月 2 7 日</p>
<p>会 長 意 見</p>	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、目的外利用をして差し支えない。</p> <p>ただし、納税通知送付先の住所は、必ずしも当該土地の所有者の住所であるとは限らず、また、何らかの事情がある可能性もあり得ることから、利用については慎重かつ適切に行うよう十分配慮すること。また、個人情報の適正管理に留意すること。</p>

<p>(照会事案第 35 号) 取 扱 い の 概 要</p>	<p>PCB (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物は、PCB 特措法において、処理期限が平成 38 年度末とされているところであるが、福岡市内の高濃度 PCB 廃棄物については、唯一の処理施設である JESCO 北九州 PCB 処理事業所の計画的処理完了期限が、高圧トランス・コンデンサ等は平成 30 年度末、安定器等・汚染物は平成 33 年度末とされており、未処理事業者の把握が急がれるところである。</p> <p>トランス、コンデンサ等の電気機器については、電気事業法に基づく「自家用電気工作物設置者」を対象に調査を行う予定であるが、蛍光灯安定器については、同法の対象外であることから、建築物に設置された時期 (昭和 52 年 3 月末まで) から保有者を把握せざるを得ない状況である。</p> <p>また、PCB はその毒性から、新たな製造・使用が原則禁止されて約 40 年が経過しているが、未だに交換せず設置している PCB 使用安定器の破裂、液漏れ等の事故が報告されており、早急な安全対策が求められるところである。</p> <p>そのため、昭和 52 年 3 月末までに新築・増築等された建築物の所有者を対象に設置状況調査を実施し、安全対策の推進及び適正処理の指導を行うため、財政局課税企画課が保有している家屋課税台帳の個人情報をも目的外使用するもの。</p>
<p>照 会 年 月 日</p>	<p>平成 2 8 年 1 月 2 1 日</p>
<p>準 じ る 基 準 の 類 型</p>	<p>【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ウ】</p>
<p>収 集 先 (利 用 さ せ る 課)</p>	<p>財政局税務部課税企画課</p>
<p>提 供 先 (利 用 す る 課)</p>	<p>環境局循環型社会推進部産業廃棄物指導課</p>
<p>回 答 年 月 日</p>	<p>平成 2 8 年 2 月 1 8 日</p>
<p>会 長 意 見</p>	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、目的外利用をして差し支えない。</p> <p>ただし、納税通知送付先の住所は、必ずしも当該家屋の所有者の住所であるとは限らず、また、何らかの事情がある可能性もあり得ることから、利用については慎重かつ適切に行うよう十分配慮すること。また、個人情報の適正管理に留意すること。</p>

<p>(照会事案第 36 号) 取 扱 い の 概 要</p>	<p>平成 28 年度に実施する高齢者向け臨時福祉給付金の支給にあたり、国で定める「措置入所等障がい者・高齢者」に該当する者については、その養護者によって代理申請が行われないようにする配慮が必要であり、本人へ確実に給付金を支給するため、申請案内等を本人の居所である入所施設等へ送付する必要がある。</p> <p>当課では、この「措置入所等障がい者・高齢者」にかかる情報を保有していないが、申請書送付のため、次の理由により施設所管課が保有する情報を利用するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 改めて本人より情報を入手するのは本人にとって無用の煩わしさを招くこと ○ 個人情報を利用し個々に申請書を送付することで、給付金の案内を行うことができ、またその後の申請勧奨を行うことで確実な給付金の支給につながるため本人の不利益とはならないこと。
<p>照 会 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 3 月 23 日</p>
<p>準 じ る 基 準 の 類 型</p>	<p>【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ア】</p>
<p>収 集 先 (利 用 さ せ る 課)</p>	<p>障がい者の情報：保健福祉局障がい者施設支援課 高齢者の情報：保健福祉局高齢者サービス支援課</p>
<p>提 供 先 (利 用 す る 課)</p>	<p>保健福祉局総務部課長 (臨時福祉給付金担当)</p>
<p>回 答 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 3 月 29 日</p>
<p>会 長 意 見</p>	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、目的外利用をして差し支えない。</p> <p>ただし、施設等入所者情報は、その居所が外部に明らかになること自体、本人に多大な不利益が生じることも想定されるため、その取扱いにあたっては、例えば、当該情報のデータにパスワード設定を施す、当該情報へのアクセス権限を持つ職員を限定する、外部とのインターネット回線が接続されていない専用端末で管理するなど、情報の管理を厳正に行うとともに、その利用にあたっては、慎重かつ適正に行うよう十分配慮すること。</p>

<p>(照会事案第 37 号) 取 扱 い の 概 要</p>	<p>「所得の少ない障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」(以降「年金受給者向け給付金」と表記)の給付対象者は、平成 28 年度臨時福祉給付金の給付要件を満たす者のうち、障害基礎年金もしくは遺族基礎年金を受給している者とされている。</p> <p>年金受給者向け給付金の支給対象となる年金受給者にかかる情報は、日本年金機構から提供されることとなっているが、提供時期が全国一律に、「平成 28 年 6 月下旬」とされている。</p> <p>この情報は年金受給者向け給付金給付事務を正確に遂行するにあたって欠かせない情報ではあるものの、その申請受付開始を平成 28 年 9 月 1 日としていることから、申請者の同意を得る前に本人外収集をすることとなる。</p> <p>これについては、福岡市個人情報保護条例第 8 条第 4 項第 1 号から第 6 号までのいずれにもあてはまらないため、福岡市個人情報保護審議会会長に照会するものである。</p> <p>なお、年金受給者向け給付金の申請を受け付ける際には、当該情報について確認を取ることに同意を得ることとしている。</p>
<p>照 会 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 3 月 22 日</p>
<p>準 じ る 基 準 の 類 型</p>	<p>【類型：1】【区分：(3)】【分類：ア】</p>
<p>収 集 先 (利 用 さ せ る 課)</p>	<p>日本年金機構</p>
<p>提 供 先 (利 用 す る 課)</p>	<p>保健福祉局総務部課長 (臨時福祉給付金担当)</p>
<p>回 答 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 3 月 29 日</p>
<p>会 長 意 見</p>	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、本人外収集をして差し支えない。</p> <p>ただし、提供される時期については、担当機関が独自に判断することから、提供を受けてから本人からの同意を得るまでに、どの程度の期間を要するは現時点で確定することはできず、情報を保有することは可能だが、利用することができない期間が相当程度発生する可能性も否定できない。</p> <p>そのため、提供を受けた個人情報の適正管理に留意するとともに、利用については慎重かつ適切に行うよう十分配慮すること。</p>

<p>(照会事案第 38 号) 取 扱 い の 概 要</p>	<p>道路下水道局建設部東部道路課が計画している都市計画道路野間屋形原線（花畑）及び老司片江線（やよい坂）の道路整備において、一部の土地の境界確認が必要である。</p> <p>このことから、土地所有者に境界確認の了承を求めるべく、土地登記簿謄本に記載の住所から本人所在を確認したが、その住所に居住しておらず、住民票・戸籍謄本を公用請求した結果、「該当なし」との回答であった。</p> <p>このため、当該土地所有者の所在を確認する手段として、固定資産税の納税通知先の住所、氏名の利用に関する個人情報の取扱いについて照会するもの。</p>
<p>照 会 年 月 日</p>	<p>平成 2 8 年 3 月 2 9 日</p>
<p>準 じ る 基 準 の 類 型</p>	<p>【類型：3 a】【区分：(2)】【分類：ウ】</p>
<p>収 集 先 (利 用 さ せ る 課)</p>	<p>財政局税務部課税企画課</p>
<p>提 供 先 (利 用 す る 課)</p>	<p>道路下水道局建設部東部道路課</p>
<p>回 答 年 月 日</p>	<p>平成 2 8 年 3 月 2 9 日</p>
<p>会 長 意 見</p>	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、目的外利用をして差し支えない。</p> <p>ただし、納税通知送付先の住所は、必ずしも当該土地の所有者の住所であるとは限らず、また、何らかの事情がある可能性もあり得ることから、利用については慎重かつ適切に行うよう十分配慮すること。また、個人情報の適正管理に留意すること。</p>

(3) 上記の(1)(2)に該当しない事案

個人情報の取扱いについて、審議会へ諮問してその意見を聴くこととなっています。平成27年度に諮問があったものの概要については表12のとおりです。

表12

諮問の概要 (諮問第110号)	我が国において急速な高齢化が進む中、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心安全に暮らせるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスを一体的に提供する“地域包括ケアシステム”の早期実現に向け、本人同意の上で在宅医療・看護・介護に係る多様な主体が持つデータを高いセキュリティレベルで集約・共有することで、効果的かつ効率的な医療・介護サービス等を提供する仕組みを実現するための情報基盤「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」を構築し利用するもの。 その際、事前に申請された医療機関（歯科含む）、介護事業者、調剤薬局などの法人、事業者および本人・家族との間で通信回線による電子計算組織の結合を行うこととなる。
実施機関	福岡市長（保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課）
諮問年月日	平成28年3月9日
答申年月日	(審議中)
答申内容	—

8 個人情報の漏えい等の状況

平成27年度に報告された、個人情報の漏えい等の事案の件数は、表13のとおりです。

表13

(単位：件)

		漏えい等事案の件数							
		総件数	発生形態別						
			誤送付	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット流出	盗難	その他
		48	23	3	1	11	3	1	6
規模別	1～5人	19	3	0	8	0	1	4	
	6～50人	3	0	0	3	1	0	0	
	51～100人	0	0	0	0	0	0	0	
	101～1000人	1	0	0	0	1	0	1	
	1001人以上	0	0	1	0	1	0	0	
	不明	0	0	0	0	0	0	1	

上記の主な内容

- 平成27年4月 106名分

小学校の教諭が、本来ならば卒業時保護者に返却しなければならない書類について、返却することを失念していたため、機密書類として焼却処分しようとし、当該卒業生の一部とあわせて、新6年生分の同書類を破棄したと認識していたが、後日、当該書類が発見されたもの。

- 平成27年6月 メールアドレス 202件分/9月 メールアドレス 37件分

宛先を「Bcc」で送信すべきメールを、誤って「Cc」で設定してしまい、メールアドレスを他の受信者に見える状態で送信したものの。

- 平成27年11月 メールアドレス 27名分/住所、氏名、電話番号 1名分

宛先を「Bcc」で送信すべきメールを、誤って「To」で設定してしまい、メールアドレスを他の受信者に見える状態で送信したものの。

また対象者の一人が、返信する際、表示されたメールアドレス全員に返信したため、当該者の住所、氏名、電話番号等の個人情報が、対象者全員に送信された。

- 平成27年11月 個人番号通知カード 1名分

郵便局員が通知カードを配達する際に、同じ集合住宅内の別の室へ誤配達したものの。同建物内を配達中に誤配に気づき取り戻しに再訪するも、すでに開封されていたもの。

- 平成27年12月 粗大ごみ収集一覧表 5件分

粗大ごみ収集の際、委託業者が収集物のチェックをするため、「粗大ごみ収集一覧表」を収集車両から取り出した際、強風にあおられ、手元の7枚中2枚が飛ばされ、1枚が見つからなかったもの。

- 平成27年12月 領収書 4世帯分
市営住宅使用料の収納業務に従事する福岡市住宅供給公社の収納事務嘱託員が、タブレットPC等を入れたカバンを車内に放置したままスーパーに入店したところ、車上あらしにあったもの。
- 平成28年2月 申請書, 提出書等 最大約2,000枚 (A4コピー用紙ダンボール1箱分)
シュレッダー処理文書を一時保管場所に搬出する際に、誤って一般市民用のリサイクルボックスへ持ち込み、古紙回収業者が回収後に、誤りに気付いたもの。
- 平成28年3月 高齢者等防火訪問結果票 8件分
高齢者等防火訪問のため、消防団員が指定された管内の対象者を訪問したが、訪問後に結果票の一部紛失が判明したもの。